

令和 5 年 3 月 2 日

総務部総務課

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び 江東区長及び副区長の給料等に関する条例の一部改正について

1. 改正の理由

一般職員の期末手当の支給割合に関する変更を踏まえ、江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び江東区長及び副区長の給料等に関する条例を改正する。

2. 改正の概要

3 月期の期末手当を廃止し、6 月期及び 12 月期の期末手当の支給割合が均等になるよう配分する。

○期末手当の支給月数

	現行	改定後
6 月	1.705 月	1.83 月 (+ 0.125)
12 月	1.705 月	1.83 月 (+ 0.125)
3 月	0.25 月	(▲ 0.25)
計	3.66 月	3.66 月 (± 0.00)

3. 新旧対照表

別紙のとおり

4. 改定時期

令和 5 年 4 月 1 日

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案																										
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 役職議員及び議員で<u>3月1日</u>、<u>6月1日</u>及び<u>12月1日</u>（以下本条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前1月以内に、退職、失職又は死亡した者についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在）における第2条に規定する議員の議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>3月に支給する場合においては100分の25</u>、<u>6月及び12月に支給する場合においては100分の170.5</u>（以下「支給基準率」という。）を乗じて得た額に、前項の基準日以前<u>3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）</u>の期間（以下本条においてこれらの期間を「基準期間」という。）におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 役職議員及び議員で<u>6月1日</u>及び<u>12月1日</u>（以下本条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者に、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。基準日前1月以内に、退職、失職又は死亡した者についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在）における第2条に規定する議員の議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の183</u>（以下「支給基準率」という。）を乗じて得た額に、前項の基準日以前<u>6月以内</u>の期間（以下本条において「基準期間」という。）におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>基準日が3月1日</u></td> <td><u>基準日が12月1日</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>又は6月1日である場合</u></td> <td><u>目である場合</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td><u>6月</u></td> <td>100 分の1 00</td> </tr> <tr> <td><u>1月15日以上3月未満</u></td> <td><u>3月以上6月未満</u></td> <td>100 分の6 0</td> </tr> <tr> <td><u>1月15日未満</u></td> <td><u>3月未満</u></td> <td>100 分の3 0</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～10 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	在職期間		割合	<u>基準日が3月1日</u>	<u>基準日が12月1日</u>		<u>又は6月1日である場合</u>	<u>目である場合</u>		3月	<u>6月</u>	100 分の1 00	<u>1月15日以上3月未満</u>	<u>3月以上6月未満</u>	100 分の6 0	<u>1月15日未満</u>	<u>3月未満</u>	100 分の3 0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>在職期間</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td><u>3月以上6月未満</u></td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td><u>3月未満</u></td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～10 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	<u>3月以上6月未満</u>	100分の60	<u>3月未満</u>	100分の30
在職期間		割合																									
<u>基準日が3月1日</u>	<u>基準日が12月1日</u>																										
<u>又は6月1日である場合</u>	<u>目である場合</u>																										
3月	<u>6月</u>	100 分の1 00																									
<u>1月15日以上3月未満</u>	<u>3月以上6月未満</u>	100 分の6 0																									
<u>1月15日未満</u>	<u>3月未満</u>	100 分の3 0																									
在職期間	割合																										
6月	100分の100																										
<u>3月以上6月未満</u>	100分の60																										
<u>3月未満</u>	100分の30																										

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 この条例による改正後の江東区区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）第8条第2項の規定にかかわらず、令和5年6月に支給する期末手当の額は、同条第1項の基準日現在（同項後段に規定する者にあっては、退職、失職又は死亡の日現在）における第2条に規定する議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の183（以下「支給基準率」という。）を乗じて得た額に、第8条第1項の基準日以前3月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
3月	100分の100
1月15日以上3月末満	100分の60
1月15日未満	100分の30

3 新条例第8条第3項の規定にかかわらず、令和5年6月に支給する期末手当の支給に際し、同条第1項の基準日以前3月以内の期間中、役職議員に在職した期間については、第2条に規定する役職議員に支給する議員報酬月額の議員の議員報酬月額を超える額及びその超える額に100分の45を乗じて得た額の合計額に支給基準率を乗じて得た額に、前項の在職期間の区分に応じて、その割合を乗じて得た額を加算する。

江東区長及び副区長の給料等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
第1条～第4条 (略) (支給方法等)	第1条～第4条 (略) (支給方法等)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>3月に支給する場合においては100分の25、6月及び12月に支給する場合においては100分の170.5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>100分の183</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
3 (略)	3 (略)
別表第1・別表第2 (略)	別表第1・別表第2 (略) 附 則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。